

事業所税の使途

事業所税は、地方税法第701条の30の規定により、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源（市負担分）に充当しています。

事業所税収入額 1,607,529千円

（単位：千円）

事業費等の内訳	令和4年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 事業所税 充当額
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
		国県支出金	地方債	その他		
道路等整備事業	2,787,915	526,467	684,400	121,752	1,455,296	382,684
公園・緑地等整備事業	94,811	0	0	0	94,811	24,932
廃棄物処理施設等整備事業	2,029,011	0	1,019,000	1,563	1,008,448	265,182
河川・水路等整備事業	110,356	0	0	0	110,356	29,019
学校・図書館等整備事業	3,507,554	207,135	873,500	231,839	2,195,080	577,218
社会福祉施設等整備事業	1,509,190	729,197	337,900	35,641	406,452	106,881
公害防止に関する事業	43,124	1,705	0	414	41,005	10,783
防災に関する事業	560,500	0	64,400	0	496,100	130,454
徴収に要する費用	80,376	0	0	0	80,376	80,376
合 計	10,722,837	1,464,504	2,979,200	391,209	5,887,924	1,607,529